

平成26年度 事業報告（概要）

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

1 本年度実施した主要事項

(1) 認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）事業の実施

鳥取市が公募していた認知症グループホーム事業について、当法人が事業者として採択されました。建物建設工事を平成26年10月に着工し、27年2月に竣工しました。また、4月の開設に向けて、入居者の募集を行うなど開設準備を行いました。事業所名称は、「認知症グループホームくつろぎ」と命名しました。

(2) 指定管理施設受託

鳥取県立鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑、障害者体育センターの指定管理施設4施設について、第3期目（平成26年度～30年度）スタートしたことから、県立施設として県下の障害者支援施設等のモデルとなるよう、改めてサービスの向上に努めました。

(3) 羽合ひかり園日中活動施設の建設

老朽化している羽合ひかり園通所施設（母来寮の旧作業室）と羽合ひかり園従たる事業所「アトリエ」（倉吉市内）を統合し、今後の地域ニーズに対応するため、羽合ひかり園敷地内に、鳥取県補助金を活用して、日中活動施設の建設を平成26年3月に着工し、26年8月に竣工しました。

支援体制の検討など旧活動施設から円滑な移行を行うための準備を行い、26年10月から運営を開始しました。

(4) 障がい者グループホームの安全確保・地域移行の推進

老朽化が著しいはしづホームについて、利用者の安全確保及び生活環境の改善を図るため、鳥取県補助金を活用して移転新築工事を行いました。平成26年10月に着工し、27年3月に竣工しました。

ふるさとホーム・ひがしまちホームにおいても、安全確保・生活環境改善のため移転新築の検討を行い、建設用地の取得に着手しました。

障がい者の地域移行を推進するため、当法人で初めてのサテライト型住居を創設するとともに、さかいみなとホームにおいても、中古住宅を購入し、既存施設（旧境港通勤寮）からの地域移行を行いました。

(5) 県有地無償確保のための要望活動

鳥取県から無償貸与されていた県有地（7施設分）について、貸与期間が平成26年度末で満了することから、無償貸与又は無償譲渡を受けるための要望活動を行いました。皆生みどり苑及び羽合ひかり園（一部）の土地は購入、その他土地は有償貸与となりました。

なお、有償化にあたり、施設運営に必要な土地の整理を行い、不要な土地については、鳥取県へ返還等いたしました。

(6) 職員給与体系の見直し

職員の待遇改善のため、給与体系の見直しを行いました。取扱要領職員制度を平成26年度末で廃止し、正職員の給料表へ移行することとしました。

(7) 新社会福祉法人会計基準への移行

平成26年4月に新会計基準へ移行しました。概ね順調に移行することができましたが、試行錯誤中であり、新会計基準による的確な財務状況の把握やそれを生かした法人経営の効率化が今後の課題です。

(8) 大規模修繕・備品更新等

利用者のサービス向上や建物の老朽化に対応するため、トイレ改修工事(あさひ園)、エアコン設備の更新工事(厚和寮、巖城はごろも苑、母来寮)、送迎車両の更新(あさひ園、三津白寿苑)、車庫設置(羽合ひかり園)、温冷配膳車の更新(巖城はごろも苑)を行いました。

障がい者グループホーム入居者の安全確保を図るため、スプリンクラー設備の設置(4住居)や自動消火装置の設置(7住居)を行いました。

2 社会福祉事業及び公益事業の実施状況

(1) 第一種社会福祉事業(14施設)

- ア 自主経営施設(11施設)
- イ 指定管理施設(3施設)

(2) 第二種社会福祉事業(2施設9事業)

- ア 自主経営施設(2施設)
- イ 自主事業(9事業)
- ウ 受託事業(2事業)

(3) 公益事業(2施設12事業)

- ア 自主経営施設(1施設)
- イ 指定管理施設(1施設)
- ウ 受託事業(10事業)
- エ 助成事業(2事業)

3 理事会、評議員会、監査及び施設長会

- (1) 理事会 7回開催
- (2) 評議員会 6回開催
- (3) 監事による監査 決算監査1回実施
- (4) 施設長会 4回開催

4 経営に関する事項

(1) 福祉サービスの向上

平成26年度は7施設が第三者評価(実施機関は鳥取県社会福祉協議会)を受審し、更なるサービスの質の向上に努めました。

(2) 中・長期計画の着実な推進

施設の改築計画を策定するとともに、三津白寿苑・西部やまと園においては、改築に向け、建設用地の検討を行いました。

事務の効率化及び適正化を図るため、旅費規程の全面改正を行いました。(平成27年4月施行)

(3) 法令遵守(コンプライアンス)の徹底

社会福祉法人鳥取県厚生事業団業務管理体制要綱に基づき、社会福祉法及びその他の関係法令、当事業団規程等を遵守し、経営の透明性を図るとともに、適切な事業の執行に努めました。

(4) 人材育成

- ・鳥取県厚生事業団職員研修事業実施要綱に基づき各種職員研修を実施し、人材育成を図りました。
- ・資格取得の促進に努め、26年度は延べ38人の職員が国家資格(介護福祉士等)を取得しました。
- ・鳥取県から「障がい者福祉従業者等研修事業」、「介護職員等の喀痰吸引等研修事業」を受託して実施しました。事業の実施にあたり、当法人の職員が講師等を務めたことにより、職員の自己研鑽の機会となり、資質向上につながりました。また、研修事業を通して、当事業団のPRにもつながりました。